

第 1 回千葉市地域公共交通活性化協議会 資料 4

千葉市地域公共交通部会の設置について

1 目的

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項について、調査審議を行うため、千葉市地域公共交通活性化協議会の下部組織として部会を設置する。

部会では、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域の公共交通需要に応じた地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び旅客の利用促進を図ることを目指す。

2 部会の概要

（1）名称

千葉市地域公共交通部会（以下、「部会」という。）

（2）位置づけ

千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第 9 条に基づく部会とする

（3）調査審議事項

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ・ 部会の運営方法その他部会が必要と認める事項

（4）委員

- ・ 会長が指名する委員及び臨時委員で組織する
- ・ 部会には部会長及び副部会長を置く
- ・ 道路運送法施行規則に基づく委員構成とする

（5）開催頻度

適宜開催

3 設置予定日

令和元年 10 月 16 日

<参考：千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例>

第 9 条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第 6 条第 4 項、第 7 条及び前条の規定は、部会について準用する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。